

被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成26年2月14日から15日にかけての大雪により被害を受けた農家等の営農の早期再開と経営安定を図るため、被災ハウス復旧支援事業（以下「事業という。」）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 前条に規定する事業、事業実施主体及び補助対象経費等は、別表1に掲げるとおりとする。

2 この補助金は、前項に規定する事業を実施する事業実施主体に対して補助対象経費を補助する農業協同組合に対して交付し、補助率は別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする農業協同組合長は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により農業協同組合長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 農業協同組合長は、補助事業の内容又は経費の配分（別表1に定める軽微な変更は除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合にあっては、手続を省略することができる。

二 農業協同組合長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

四 農業協同組合長は、事業実施主体に対して、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 農業協同組合長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算

払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 農業協同組合長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（様式第6号）を事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業協同組合長に通知するものとする。

（書類の保管）

第9条 補助金の交付を受けた農業協同組合及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第10条 その他この補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

(別表 1)

事業種目	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	軽微な変更
被災ハウス復旧支援事業	被害を受けた農家が施設栽培の再開を図るため、被災ハウス栽培復旧事業により整備された施設を借り受け、農作物を栽培する事業	被災ハウス栽培復旧事業により整備された施設を借り受けた農業者	被災ハウス栽培復旧事業により整備された施設の年間賃借料。 ただし、被災ハウス栽培復旧事業費の農業協同組合負担分の1/4以内とし、消費税及び年間管理費等を除く。	補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた金額の増額を伴わない場合

(別表 2)

事業種目	補助率
被災ハウス復旧支援事業	補助対象経費の3分の1以内

様式第 1 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合長名 印

被災ハウス復旧支援事業費補助金交付申請書

大雪により被害を受けた農家の経営安定を図るため、次のとおり事業を実施したいので被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業計画（様式第 1 号－1）

様式第1号-1

1 事業の計画（又は実績）

(1) 事業実施主体（農家） _____ 名

(2) 賃貸借施設

・ 施設面積 _____ m²

・ 設置場所 _____

(3) 栽培内容

・ 品目 _____ (栽培方式 _____ 面積 _____ m²)

・ 品目 _____ (栽培方式 _____ 面積 _____ m²)

(4) 被災ハウス栽培復旧事業費

事業費	負担区分			備考
	県補助金	市町村費	その他	
(円)	(円)	(円)	(円)	

(5) 施設の年間賃借料

_____ 円

(6) 補助対象経費

_____ 円

※(5)の年間賃借料から消費税及び年間管理費等を除いた額。

(7) 県補助金

_____ 円

※(6)の3分の1以内。

2 事業完了（予定）年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
農家負担					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

4 添付資料

- (1) 被害状況写真
- (2) 市町村からの被災証明等
- (3) 賃貸借する施設(内、外)の写真、施設面積が確認できる書類、施設の位置図
- (4) 農家ごとの栽培内容、賃貸借内容等の一覧表
- (5) 施設の賃貸借契約書の写し
- (6) 被災ハウス栽培復旧事業の県補助金額が確認できる書類（交付申請書等）
- (7) 賃借料の支払いが確認できる書類（領収書等）（実績報告時）
- (8) その他知事が必要と認めるもの

様式第 2 号

番 号
平成 年 月 日

農業協同組合長 殿

山梨県知事

被災ハウス復旧支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金については、被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助金の交付の条件等は別記のとおりとする。

別記

1 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた金額の増額を伴わない変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

4 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

5 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合長名 印

被災ハウス復旧支援事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

備考 変更申請にあっては、変更前と変更後が比較対照できるよう事業計画に二段書きして添付すること。(変更前を括弧書で上段に記載する。)

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合長名 印

被災ハウス復旧支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容

様式第 5 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合長名 印

被災ハウス復旧支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金について、次のとおり概算払を受けたいので被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払 請求額 ④	備考
円	円	円	円	

3 概算払の理由

4 支払の方法 口座振替

振込先銀行(金融機関)名

本店 支店

預金種別 当座 普通

口座名義

口座番号

様式第 6 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合長名 印

被災ハウス復旧支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金について、事業が完了したので被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 実績報告 補助金交付申請書に添付する事業計画に準ずる。

※軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。